

「戸田市人と動物との共生社会の推進に関する条例（案）」についてのご意見に対する回答

* 貴重なご意見ありがとうございました *

案 件 名 戸田市人と動物との共生社会の推進に関する条例（案）について
意見募集期間 令和5年2月1日（水）から令和5年3月2日（木）まで

パブリック・コメントとしてご意見を募集した結果、3名の方から5件のご意見をいただきました。いただいたご意見の内容と、それに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

【ご意見の概要とご意見に対する市の考え方】

	ご意見の内容	市からの回答（対応）
1	自宅の周辺で、放し飼いの猫や飼い主のいない猫等によるふん尿、爪とぎ等による被害が発生している。 条例の施行規則を別途定め、施行規則に基づき各責務の浸透策の立案、実施、効果の確認を繰り返し行っていただきたい。	本条例は、動物を好きな人も、そうでない人も、動物愛護について理解をいただき、基本理念を共有するために制定するものです。 施行規則の制定は予定しておりませんが、猫の適正飼養や飼い主のいない猫へのえさやりマナーの普及啓発に努めてまいります。
2	条例の趣旨に賛同する。 飼い主が取り組みの中心であることを表現するため、「市、市民等及び飼い主」の順を「飼い主、市及び市民等」とする。	条例を定める立場であることから市を冒頭に記載させていただきますが、飼い主の責務についても明確に記載することにより、人と動物との共生社会づくりを推進してまいります。

3	<p>動物愛護法第7条に規定されている飼い主の責務が飼い主に浸透していないため、犬や猫のふんの放置が問題となるような事例が生じる。飼い主の責務を明確化した条文を表記するため、動物愛護法第7条3項を条例案に追加する。</p> <p>動物愛護法第7条3項 「動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」</p>	<p>法令等には、飼い主が当然に遵守すべき様々な事項が記載されています。</p> <p>このため、本条例には、飼い主の責務として「動物を飼養するに当たっては、動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例その他関係法令の規定を遵守しなければならない」旨を規定しております。</p>
4	<p>ペット(猫)と一緒に避難できる場所を表記してほしい。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、各避難所では犬や猫等とのペット同行避難が可能としております。</p>
5	<p>公園の「えさやり禁止」の看板は基本理念に反しており、外してほしい。地域猫の命も大切にしたい。地域猫の命も大切にしたい。地域猫の命も大切にしたい。</p>	<p>公園内の置きえさは、私物放置となるため、公園利用者等への迷惑行為となります。そのため、猫がえさを食べるのを見届けて、皿の片づけをしていただくよう周知啓発に努めております。</p>